

高速道路開通PR用ロゴデザイン及びキャッチフレーズに関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高速道路開通を含む本市のまちづくりをPRすることを目的とし、ロゴデザイン及びキャッチフレーズ（以下「ロゴ等」という。）の使用に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 市長は、高速道路開通をPRすること目的とし、市又は団体若しくは事業所が行う事業に対し、この要綱の定めるところにより、ロゴ等の使用を認めるものとする。

(ロゴ等の種類及びデザイン)

第3条 ロゴ等の種類やデザインは、『つながるのべおかロゴデザイン使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）』にて定められた種類やデザインを使用することとする。

2 ロゴ等のデザインの利用にあたっては、ガイドラインにおける使用例を参考にしながら、ガイドラインに定める注意点や禁止事項に留意し、ロゴ等の本来の意図やイメージを尊重することとする。

(対象事業)

第4条 ロゴ等の使用の対象となる事業は、この要綱の施行の日から平成27年3月31日までに高速道路開通をPRするために行われる事業のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する事業又はそのおそれがある事業
- (2) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想又は宗教に利用されるおそれがある事業
- (4) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条の暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が関係する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(使用の申請)

第5条 市長は、ロゴ等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）からその使用の申請を受け付けるときは、「延岡市高速道路開通PRロゴ等使用承認申請書（様式第1号）」によるものとする。ただし、市が実施する事業については、申請書の提出を省略することができる。

(使用の承認等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、ロゴ等の使用の承認又は不承認の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項で決定した内容について、「延岡市高速道路開通PRロゴ等使用承認・不承認通知書（様式第2号）」により、申請者に対し通知しなければならない。

(承認の条件)

第7条 市長は、前条の規定による承認の決定をするときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 市は、事業におけるロゴ等の使用を認めることにより、事業の実施に係る経費等は負担しないこと。
- (2) 市は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害賠償等の責任を負わないこと。
- (3) ロゴ等を封筒用デザイン等として使用する場合は、市内印刷業者に印刷を依頼するよう努めること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(変更等の届出)

第8条 市長は、第6条の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、事業の中止又は事業内容等の変更を行う場合は、使用者に対し、速やかに報告するよう求めるものとする。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、ロゴ等の使用の承認をした事業が第4条各号の規定に該当することが判明した場合は、その承認を取り消し、「延岡市高速道路開通PRロゴ等使用承認取消通知書(様式第3号)」により、使用者に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による取消しにより、申請者に損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

(事業実績報告書の提出)

第10条 市長は、使用者に対し、ロゴ等の使用の承認をした事業の完了後30日以内に「延岡市高速道路開通PRロゴ等使用事業実績報告書(様式第4号)」を提出するよう求めるものとする。

(ロゴ等の使用承認に関する事務)

第11条 ロゴ等の使用の承認に関する事務は、企画部企画課が行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。